

○財務省告示第九十七号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二百二条の規定を実施するため、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十二年六月大蔵省告示第九十四号）の一部を次のように改正し、令和五年四月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

令和五年三月三十一日

財務大臣 鈴木 俊一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下、「対象規定」という。）で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

出 産 後				出 産 前			
輸出統計品目表				輸出統計品目表			
[略]				[同左]			
統 計 番 号	品 名	単 位		統 計 番 号	品 名	単 位	
		I	II			I	II
[略]				[同左]			
44.01	[略]			44.01	[同左]		
44.17	[略]			44.17	[同左]		
44.18	木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた床用パネル及びこけら板を含む。）			44.18	木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた床用パネル及びこけら板を含む。）		
	[略]				[同左]		
4418.11	[略]			4418.11	[同左]		
4418.89	－その他のもの			4418.89	－その他のもの		
4418.91 000	－竹製のもの		KG	4418.91 000	－竹製のもの		KG
4418.92 000	－セルラーウッドパネル	SM	KG	4418.92	－セルラーウッドパネル		
				100	－竹製のもの	SM	KG
				900	－その他のもの	SM	KG
4418.99	[略]			4418.99	[同左]		
44.19	[略]			44.19	[同左]		
44.21	[略]			44.21	[同左]		
[略]				[同左]			
第62類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）				第62類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）			
注				注			
1及び2 [略]				1及び2 [同左]			
3 第62.03項及び第62.04項においては、次に定めるところによる。				3 第62.03項及び第62.04項においては、次に定めるところによる。			
(a) 「スーツ」とは、表地を同一の生地から製造した2点又は3点の衣類を組み合わせたもので、次の構成部分から成るものをいう。				(a) 「スーツ」とは、同一の生地から製造した2点又は3点の衣類を組み合わせたもので、次の構成部分から成るものをいう。			

上半身用のスーツコート又はジャケット1点（袖の部分を除くほか、表地が四以上の身ごろから成るもので、縫製したベスト（正面がセットを構成する他の部分の表地と同一の生地、背中が当該スーツコート又はジャケットの裏地と同一の生地から成るものに限る。）が附属しているかいないかを問わない。）

下半身用の衣類1点（ズボン、半ズボン若しくはショーツ（水着を除く。）又はスカート若しくはキュロットスカートで、つりひも又は胸当てのないもの）

スーツを構成する衣類は、生地組織、スタイル、色及び素材が同一のもの（異なる生地のパイピング（生地の継目に縫い付けたストリップ状の生地）を有するものを含む。）であり、互いに適合するサイズのものでなければならない。

下半身用の構成部分が2点以上ある場合（例えば、ズボン2点、ズボンと半ズボン又はスカート若しくはキュロットスカートとズボン）には、ズボン1点（女子用のスーツの場合には、スカート又はキュロットスカート）をスーツの下半身用の構成部分とみなし、その他の衣類は、スーツの構成部分としない。

スーツには、前記のすべての要件を満たしているかいないかを問わず、次の衣類の組合せを含む。

モーニング（背中に十分下まで下がる丸みを持つ垂れを有する無地のジャケット（カットウェイ）と縞模様しまのズボンとを組み合わせた製品）

燕尾服えんびふく（テールコート。通常、黒い生地から製造し、ジャケットの正面の部分が比較的短く、正面で閉じることができず、後部には、臀部でんから切込みのある細幅の垂れを有する製品）

タキシード（ジャケットのスタイルは、シャツの胸部の露出部分が一層大きい場合があることを除くほか、通常のジャケットに類似しているが、光沢のある絹又はイミテーションシルクの下襟を有する製品）

(b) [略]

4～10 [略]

[略]

輸入統計品目表

[略]

統計番号	品名	単位	
		I	II
[略]			

04.01

上半身用のスーツコート又はジャケット1点（袖の部分を除くほか、表地が四以上の身ごろから成るもので、縫製したベスト（正面がセットを構成する他の部分の表地と同一の生地、背中が当該スーツコート又はジャケットの裏地と同一の生地から成るものに限る。）が附属しているかいないかを問わない。）

下半身用の衣類1点（ズボン、半ズボン若しくはショーツ（水着を除く。）又はスカート若しくはキュロットスカートで、つりひも又は胸当てのないもの）

スーツを構成する衣類は、生地組織、スタイル、色及び素材が同一のもの（異なる生地のパイピング（生地の継目に縫い付けたストリップ状の生地）を有するものを含む。）であり、互いに適合するサイズのものでなければならない。

下半身用の構成部分が2点以上ある場合（例えば、ズボン2点、ズボンと半ズボン又はスカート若しくはキュロットスカートとズボン）には、ズボン1点（女子用のスーツの場合には、スカート又はキュロットスカート）をスーツの下半身用の構成部分とみなし、その他の衣類は、スーツの構成部分としない。

スーツには、前記のすべての要件を満たしているかいないかを問わず、次の衣類の組合せを含む。

モーニング（背中に十分下まで下がる丸みを持つ垂れを有する無地のジャケット（カットウェイ）と縞模様しまのズボンとを組み合わせた製品）

燕尾服えんびふく（テールコート。通常、黒い生地から製造し、ジャケットの正面の部分が比較的短く、正面で閉じることができず、後部には、臀部でんから切込みのある細幅の垂れを有する製品）

タキシード（ジャケットのスタイルは、シャツの胸部の露出部分が一層大きい場合があることを除くほか、通常のジャケットに類似しているが、光沢のある絹又はイミテーションシルクの下襟を有する製品）

(b) [同左]

4～10 [同左]

[同左]

輸入統計品目表

[同左]

統計番号	品名	単位	
		I	II
[同左]			

04.01

く	[略]			く	[同左]		
04.09				04.09			
04.10	昆虫類その他の食用の動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）			04.10	昆虫類その他の食用の動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）		
0410.10	[略]			0410.10	[同左]		
0410.90	－その他のもの			0410.90	－その他のもの		
100	－あなつばめの巣		KG	100	－あなつばめの巣		KG
<u>300</u>	－プロポリス原塊		KG		[新規]		
200	－その他のもの		KG	200	－その他のもの		KG
[略]				[同左]			
44.01				44.01			
く	[略]			く	[同左]		
44.17				44.17			
44.18	木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた床用パネル及びこけら板を含む。）			44.18	木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた床用パネル及びこけら板を含む。）		
	[略]				[同左]		
4418.11				4418.11			
く	[略]			く	[同左]		
4418.89	－その他のもの			4418.89	－その他のもの		
4418.91	－竹製のもの			4418.91	－竹製のもの		
<u>110</u>	－セルラーバンブーパネル	SM	KG		[新規]		
	[削除]			<u>210</u>	－建具及び床柱		KG
	－その他のもの				－その他のもの		
<u>210</u>	－建具及び床柱		KG		[新規]		
	－その他のもの				[新規]		
<u>221</u>	－欄間	NO	KG	<u>221</u>	－欄間	NO	KG
<u>222</u>	－その他の床用パネル及び組み合わせた床用以外のパネル		KG	<u>222</u>	－その他の床用パネル及び組み合わせた床用以外のパネル		KG
<u>229</u>	－その他のもの		KG	<u>229</u>	－その他のもの		KG
<u>4418.92</u> <u>000</u>	－セルラーウッドパネル	SM	KG	<u>4418.92</u>	－セルラーウッドパネル		
				<u>100</u>	－竹製のもの	SM	KG
				<u>900</u>	－その他のもの	SM	KG
4418.99	[略]			4418.99	[同左]		

<p>44.19 }</p> <p>44.21</p> <p>[略]</p>	<p>44.19 }</p> <p>44.21</p> <p>[同左]</p>
<p>[略]</p>	<p>[同左]</p>
<p>第62類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）</p> <p>注</p> <p>1及び2 [略]</p> <p>3 第62.03項及び第62.04項においては、次に定めるところによる。</p> <p>(a) 「スーツ」とは、<u>表地を同一の生地から製造した2点又は3点の衣類を組み合わせたもので、次の構成部分から成るものをいう。</u></p> <p><u>上半身用のスーツコート又はジャケット1点（袖の部分を除くほか、表地が四以上の身ごろから成るもので、縫製したベスト（正面がセットを構成する他の部分の表地と同一の生地、背中が当該スーツコート又はジャケットの裏地と同一の生地から成るものに限る。）が附属しているかいないかを問わない。）</u></p> <p><u>下半身用の衣類1点（ズボン、半ズボン若しくはショーツ（水着を除く。）又はスカート若しくはキュロットスカートで、つりひも又は胸当てのないもの）</u></p> <p>スーツを構成する衣類は、生地の組織、スタイル、色及び素材が同一のもの（異なる生地のパイピング（生地の継目に縫い付けたストリップ状の生地）を有するものを含む。）であり、互いに適合するサイズのものでなければならない。</p> <p>下半身用の構成部分が2点以上ある場合（例えば、ズボン2点、ズボンと半ズボン又はスカート若しくはキュロットスカートとズボン）には、ズボン1点（女子用のスーツの場合には、スカート又はキュロットスカート）をスーツの下半身用の構成部分とみなし、その他の衣類は、スーツの構成部分としない。</p> <p>スーツには、前記のすべての要件を満たしているかいないかを問わず、次の衣類の組合せを含む。</p> <p><u>モーニング（背中に十分下まで下がる丸みを持つ垂れを有する無地のジャケット（カッターウェイ）と縞模様のズボンとを組み合わせた製品）</u></p> <p><u>燕尾服（テールコート。通常、黒い生地から製造し、ジャケットの正面の部分が比較的短く、正面で閉じることができず、後部には、臀部から切込みのある細幅の垂れを有する製品）</u></p> <p><u>タキシード（ジャケットのスタイルは、シャツの胸部の露出部分が一層大きい場合があることを除くほか、通常ジャケットに類似しているが、光沢のある絹又はイミテーションシルク</u></p>	<p>第62類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）</p> <p>注</p> <p>1及び2 [同左]</p> <p>3 第62.03項及び第62.04項においては、次に定めるところによる。</p> <p>(a) 「スーツ」とは、<u>同一の生地から製造した2点又は3点の衣類を組み合わせたもので、次の構成部分から成るものをいう。</u></p> <p><u>上半身用のスーツコート又はジャケット1点（袖の部分を除くほか、表地が四以上の身ごろから成るもので、縫製したベスト（正面がセットを構成する他の部分の表地と同一の生地、背中が当該スーツコート又はジャケットの裏地と同一の生地から成るものに限る。）が附属しているかいないかを問わない。）</u></p> <p><u>下半身用の衣類1点（ズボン、半ズボン若しくはショーツ（水着を除く。）又はスカート若しくはキュロットスカートで、つりひも又は胸当てのないもの）</u></p> <p>スーツを構成する衣類は、生地の組織、スタイル、色及び素材が同一のもの（異なる生地のパイピング（生地の継目に縫い付けたストリップ状の生地）を有するものを含む。）であり、互いに適合するサイズのものでなければならない。</p> <p>下半身用の構成部分が2点以上ある場合（例えば、ズボン2点、ズボンと半ズボン又はスカート若しくはキュロットスカートとズボン）には、ズボン1点（女子用のスーツの場合には、スカート又はキュロットスカート）をスーツの下半身用の構成部分とみなし、その他の衣類は、スーツの構成部分としない。</p> <p>スーツには、前記のすべての要件を満たしているかいないかを問わず、次の衣類の組合せを含む。</p> <p><u>モーニング（背中に十分下まで下がる丸みを持つ垂れを有する無地のジャケット（カッターウェイ）と縞模様のズボンとを組み合わせた製品）</u></p> <p><u>燕尾服（テールコート。通常、黒い生地から製造し、ジャケットの正面の部分が比較的短く、正面で閉じることができず、後部には、臀部から切込みのある細幅の垂れを有する製品）</u></p> <p><u>タキシード（ジャケットのスタイルは、シャツの胸部の露出部分が一層大きい場合があることを除くほか、通常ジャケットに類似しているが、光沢のある絹又はイミテーションシルク</u></p>

<u>ルグの下襟を有する製品)</u> (b) [略] 4～10 [略]	<u>の下襟を有する製品)</u> (b) [同左] 4～10 [同左]
[略]	[同左]